

資料 2

○府中市立児童館条例

昭和46年3月31日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童館を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
府中市立白糸台児童館	府中市白糸台1丁目60番地
府中市立西府児童館	府中市西府町1丁目10番地
府中市立武蔵台児童館	府中市武蔵台2丁目2番地
府中市立新町児童館	府中市新町1丁目66番地
府中市立住吉児童館	府中市住吉町1丁目61番地
府中市立是政児童館	府中市是政2丁目20番地
府中市立紅葉丘児童館	府中市紅葉丘2丁目1番地
府中市立中央児童館	府中市府中町2丁目25番地
府中市立押立児童館	府中市押立町5丁目4番地
府中市立四谷児童館	府中市四谷2丁目75番地
府中市立片町児童館	府中市片町2丁目17番地

(昭60条例32・昭62条例17・平2条例1・一部改正)

(事業)

第3条 府中市立児童館(以下「児童館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学童クラブに関すること。
- (2) 各種資料の収集又は展示に関すること。
- (3) 各種講座の開設に関すること。
- (4) 図書の見学に関すること。
- (5) 児童の絵画、写真等の展示及び健全なレクリエーション活動の指導に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日
- (2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(昭60条例5・昭62条例32・平元条例29・平14条例15・平18条例18・一部改正)

(開館時間)

第5条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを延長し、又は変更することができる。

(使用の範囲)

第6条 児童館を使用することができる者は、府中市に居住する小・中学校の児童・生徒及び保護者が同伴する幼児とする。ただし、府中市立中央児童館のひばりホール(以下「ひばりホール」という。)並びに遊戯室、集会室及び工作室の夜間の使用については、この限りでない。

(昭63条例8・平3条例25・一部改正)

(使用の許可)

第7条 児童館及びこれに付属する器具を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、児童館の使用を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 公益を害し、秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又はこれに付属する器具を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、児童館の使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなつたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか市長が公益上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第10条 児童館の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、ひばりホール並びに遊戯室、集会室及び工作室の夜間の使用にあつては有料とし、使用料は、別表に定める。

3 前項の使用料のほか、ひばりホール、遊戯室、集会室及び工作室に付属する器具の使用料は、規則で定める。

4 第2項に定める児童館の施設の使用料は、使用の許可を受けた際に、納入しなければならない。

(昭63条例8・平元条例29・平3条例25・平10条例5・一部改正)

(使用料の免除)

第11条 ひばりホールの使用料は、次の各号の一に該当するときは、免除することができる。
ただし、入場料等を徴収する場合は、この限りでない。

(1) 市内の児童を対象とした催しで市が共催する場合

(2) 市内に所在する私立の幼稚園、保育園、小学校及び中学校が児童を対象とした催しを行う場合

2 第10条第2項の規定にかかわらず、遊戯室、集会室及び工作室の夜間の使用にあつては、市長が必要と認めるときは、無料とすることができる。

(昭63条例8・平3条例25・一部改正)

(使用料の不還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(使用期間)

第13条 第10条第2項に定める児童館の施設は、同一人が3日を超えて使用することはできない。
ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭63条例8・一部改正)

(特別の設備等の使用)

第14条 使用者は、第10条第2項に定める児童館の施設に特別の設備をし、又は付属する器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(昭63条例8・一部改正)

(使用権の譲渡禁止)

第15条 第10条第2項に定める児童館の施設の利用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(昭63条例8・一部改正)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、児童館の使用を終了したとき、又は第9条第1号若しくは第2号の規定に該当して使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を怠つたときは、使用者に代わつて当該義務を履行し、その費用は使用者の負担とする。

(昭63条例8・一部改正)

(損害賠償の義務)

第17条 使用者又はその保護者は、施設及び付属器具を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売の禁止)

第18条 児童館内において物品を販売する場合は、市長の許可を受けなければならない。

(昭63条例8・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平元条例29・一部改正)

付 則

この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

付 則(昭和47年3月29日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年6月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月11日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年9月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年3月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年9月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年3月29日条例第10号)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に府中市立福祉会館条例の規定により府中市立福祉会館の児童ホールの使用の許可を受けているものについては、改正後の府中市立児童館条例の規定に基づいて中央児童館の児童ホールの使用の許可がされたものとみなす。

付 則(昭和57年12月17日条例第31号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月22日条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年12月13日条例第32号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年6月25日条例第17号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則(昭和62年12月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年3月24日条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成元年12月14日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の府中市民医療センター条例等の規定は、平成2年2月1日から適用する。(後略)

付 則(平成3年12月13日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月25日条例第5号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市立児童館条例の規定は、平成11年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成14年6月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月17日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定を除く。)による改正後の府中市立福祉会館条例、府中市立児童館条例、府中市立公民館条例、府中市立教育センター条例及び府中市郷土の森博物館条例(以下「関係条例」という。)の規定は、施行日以後において関係条例に係る施設の使用の申込みをし、及び平成15年7月1日(以下「適用日」という。)以後に当該施設を使用する場合の使用料について適用し、施行日前に関係条例に係る施設の使用の申込みが完了して

いる場合及び施行日以後に係る条例に係る施設の使用の申込みをし、及び適用日前に当該施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月25日条例第18号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

別表(第10条)

(昭63条例8・全改、平元条例29・平3条例25・平10条例5・平15条例1・一部改正)

児童館使用料

区分		時間	午前 (9時～12時)	午後 (1時～4時30分)	第5条ただし書による場合	
					夜間 (5時30分～9時)	全日 (午前9時～午後9時)
ひばりホール	平日	A	円 3,100	円 5,400	円 7,000	円 14,000
		B	6,200	10,800	14,000	28,000
	日曜日及び土曜日	A	4,200	7,300	9,400	18,900
		B	8,400	14,600	18,800	37,800
遊戯室		A			2,100	
		B			4,200	
集会室		A			800	
		B			1,600	
工作室		A			1,400	
		B			2,800	

備考

- 1 市内に居住している者が使用する場合はAとし、市外に居住している者が使用する場合はBとする。ただし、市内に居住している者が使用する際に入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、その料金が1人3,000円以上のときの使用料は、Bとする。
- 2 使用時間を超過した場合の使用料は、1時間未満に限り、使用料の3割の額とする。ただし、午前と午後を引き続き使用する場合の超過使用料は午後の使用料、午後と夜間を引き続き使用する場合又は全日を使用する場合の超過使用料は夜間の使用料のそれぞれ3割の額とする。
- 3 午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、超過料金は徴収しない。